

令和 2 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 (9 月) 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

1 開催日時・場所

令和2年9月23日(水) 10時00分から10時53分
四條畷市役所 本館3階 委員会室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	吉田 知子
委 員	竹内 千佳夫
委 員	佃 千春

3 事務局出席者

教 育 部 長	上井 大介	教育部次長兼学校教育 課長兼教育センター長	木村 実
教育部次長兼青少年育 成 課 長 兼 主 任	阪本 武郎	教 育 部 次 長	賀藤 久道
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	生涯学習推進課長	安田 美有希
教 育 総 務 課 施設整備担当課長	勝村 隆彦	教育部上席主幹兼主 任(生涯学習推進担 当)	村上 始
図書館長兼主任兼田 原 図 書 館 主 任	田中 学	公 民 館 長 兼 主 任	神本 かおり
学校給食センター 所 長	清水 寿浩	教 育 総 務 課 主 任	木邨 勇貴

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 井上 裕可

5 付議案件

- 議題 第26号 四條畷市立教育文化センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議題 第27号 四條畷市立市民活動センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議題 第28号 四條畷市立市民総合体育館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議題 第29号 四條畷市夜間運動場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議題 第30号 四條畷市立公民館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 議題 第31号 四條畷市市民総合センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告 第19号 令和3年度大阪府新学力テスト（小学校すくすくテスト）の参加について
- 報告 第20号 四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理候補者の選定結果について
- その他 現教育振興ビジョンの部分的な修正等について

<p>植田教育長</p>	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>コロナ禍のなか、社会経済活動をできるだけ再開し、かつ、感染症対策に万全を期しながら、学校教育、社会教育が今、進んでるかと思えます。</p> <p>それでは、ただいまから9月の教育委員会定例会を開催します。</p> <p>まず、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき議事録署名者の指名をおこないます。</p> <p>本日の議事録署名者は、吉田委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第26号 四條畷市立教育文化センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>議案第26号 四條畷市立教育文化センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、四條畷市立教育文化センターの管理・運営に関する規則の一部を改正することについて議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由としましては、四條畷市公共施設予約システムにおいて、10月1日より仮予約は可能となる対象施設の拡大に伴い、規則の一部を改正する必要が生じたことによります。</p> <p>具体的内容としましては、規則の新旧対照表にございますように、使用の申請等の特例を新たに追加し、施設の使用の申請、許可及び使用料の減免について、公共施設予約システムを利用することができるとしております。</p> <p>教育文化センターは、10月1日からの仮予約開始に向けて準備を進めるとともに、従来どおり窓口において、紙ベースによる利用の申請などの手続きも可能であることを申し添えさせていただきます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>公共施設予約システムの電算管理につきましては、以前から議論がありましたので、特に異議を申し上げるつもりはありませんが、2点質問をしたいと思います。</p> <p>既に試行を何カ所かで行っていると思いますが、特に問題点等はなかったのかというのが1点。</p> <p>また、この話が出てきたときに、市の施設をどこまでオープンにするかということが問題になっていたかと思えます。私自身は、市民が優先的に利用すべきだとずっと思ってきましたが、このシステムにすると市民ではなくても、自由に使えるという形になってるかと思えますので、紙ベースで定期的</p>

<p>(山本教育長職務 代理者)</p>	<p>に使用されていた各団体に対しての配慮は、どのように考えているのかという2点についてお願いします。</p>
<p>安田生涯学習推進 課長</p>	<p>3月から田原テニスコート及び緑の文化園、そしてグリーンホール田原の方で、仮予約を開始している状況でございますが、大きなトラブル等は起こってはおりません。</p> <p>ただ、システム等にまだ慣れていないということもありますので、予約をしておられたつもりの方が当日現場に行かれて、すでに使っておられる団体様もおられ、どちらが予約をしたのかというような話もありました。</p> <p>また、予約システムのID登録についても、やり方が少しわかりにくいという方もおられ、窓口等で対応することも多々ある状況になっています。</p> <p>2点めでございます。団体様等の活動に対して市民の方が優先的に使用できるようにという観点でございますが、こちらの方も、団体の活動を安定的に運営できるような形だと思っておりますので、現在制度設計を考えている最中でございます。以上です。</p>
<p>山本教育長職務代 理者</p>	<p>一般的な方法としては、これから各団体の使用について、課題等、基準づくりをしていくということだと思います。</p> <p>議案第26号から議案第31号までの各施設それぞれで利用団体がおられると思いますが、26号の四條畷市立教育文化センターの使用している団体の中で、課題や問題になるようなことはございませんか。</p>
<p>安田生涯学習推進 課長</p>	<p>教育文化センターご利用の団体様等におきましては、ご高齢の世代も多いことから、窓口での説明を丁寧におこない、また、資料等の準備も進めているところです。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>私も、今お話のありました年齢層が高いというところが気になっており、予約システムをスムーズに使えるのかどうか、この施設にとっては少し課題があるのかなと考えておりますので、今後、その部分の対応をよろしくお願いします。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>教育文化センターは、子ども会など小さい子どもたちが利用することもよくあると思いますし、定期的に行っている団体についてもいろいろな種類があると思います。</p> <p>そのなかで、窓口に来て手続きするというのは、常道だと思いますが、電話予約について、現状はどうなっているのか教えていただけますか。</p>
<p>安田生涯学習推進 課長</p>	<p>まず、委員がおっしゃいましたように窓口で申請書を書いていただき、使用料を払っていただくことによりまして、申込みが完了するということにな</p>

<p>(安田生涯学習推進課長)</p>	<p>りますので、まず、窓口の対応というのが大原則でございますが、一定、電話等の柔軟な対応も現場で行っていると認識しております。</p>
<p>佃委員</p>	<p>既にシステムの稼働は少しずつ始まり、本格的に10月1日ということだと思います。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>コロナ禍にあって、どちらかという窓口で密にお相手するよりは、ネットの方がすごくいいとは思いますが、将来的にそういうシステムがすべて予約システムとしてネット上だけになるのか、今後は、地元のいろいろな活動団体に配慮して、窓口業務も残しつつということをやっと継続されるのかという見通しについてはどのようにお考えですか。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>施設のご利用者様には、スマートフォンであったり、インターネットに接続する環境がなかなか難しい方もおられることが想定されますので、窓口での紙ベースの申請というのは一定これからも、当面の間、残していくような方向で考えております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、質疑ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。 議案第26号 四條畷市立教育文化センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第26号については、原案のとおり可決とすることに決しました。 それでは、次に移ります。 議案第27号 四條畷市立市民活動センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>議案第27号 四條畷市立市民活動センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、四條畷市立市民活動センターの管理・運営に関する規則の一部を改正することについて議決を求めるものでございます。</p>

<p>(安田生涯学習推進課長)</p>	<p>提案理由としましては、四條畷市公共施設予約システムにおいて10月1日より、仮予約が可能となる対象施設の拡大に伴い、規則の一部を改正する必要が生じたことによります。</p> <p>具体的内容としましては、規則の新旧対照表にございますように、使用の申請書の特例を新たに追加し、施設の使用許可の申請、使用許可及び使用料の免除について、公共施設予約システムを利用することができるとしています。市民活動センターは10月1日からの仮予約開始に向けて準備を進めるとともに、こちらも先ほどと同様となりますが、従来どおり窓口で紙ベースでの申請も可能となっております。説明は以上です。よろしく願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>市民活動センターの対照表の中で、施設の使用許可の申請、使用許可及び使用料の免除という書き方をしており、先ほどの教文とは微妙に言い方が違うところがありますが、これについては何か意図があるのですか。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>それぞれの規則の制定時の状況により表現が違っておりますが、意味合いは、先ほどの教育文化センターと全く同じでございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第27号 四條畷市立市民活動センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第27号については、原案のとおり可決とすることに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第28号 四條畷市立市民総合体育館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>

<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>議案第28号 四條畷市立市民総合体育館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、四條畷市立市民総合体育館の管理・運営に関する規則の一部を改正することについて議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由としましては、四條畷市公共施設予約システムにおいて、10月1日より、仮予約は可能となる対象施設の拡大に伴い、規則の一部を改正する必要が生じたことによります。</p> <p>具体的内容としましては、繰り返しになりますが規則の新旧対照表にございますように、使用の申請等の特例を新たに追加し、施設の使用の申請、許可及び使用料の減免について、公共施設予約システムを利用することができるとしております。市民総合体育館は10月1日から仮予約開始に向けて準備をしております。こちらも従来どおり、窓口で紙ベースによる申請も可能でございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>市民総合体育館の場合は、3ヶ月前に抽選会が行われていると記憶していただけますけれども、今後はそのやり方に変化はありますか。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>当面の間は、抽選会はしばらく継続と考えております。制度設計をおこなう中で、市民の方及び団体様の安定的な活動がおこなえるようになれば、移行したいと考えております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、質疑はございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第28号 四條畷市立市民総合体育館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第28号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第29号 四條畷市夜間運動場条例施行規則の一部を改正する規則の</p>

(植田教育長)	<p>制定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
安田生涯学習推進課長	<p>議案第29号 四條畷市夜間運動場条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、四條畷市夜間運動場条例施行規則の一部を改正することについて議決を求めらるるものでございます。</p> <p>提案理由としましては、四條畷市公共施設予約システムにおいて、10月1日より仮予約は開始となる対象施設の拡大に伴い、規則の一部を改正する必要が生じたことによります。</p> <p>具体的内容としましては、規則の新旧対照表にございますように、使用の申込み等の特例を新たに追加し、施設の使用の申込み、許可及び使用料の免除について、公共施設予約システムを利用することができるとしております。夜間運動場につきましては、指定管理者と協議の結果、システムの開始につきましては11月1日から仮予約開始に向けて準備を進める最中にございます。また、他の施設と同様に、夜間運動場につきましても紙ベースの申請も窓口で可能でございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第29号 四條畷市夜間運動場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第29号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
植田教育長	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第30号 四條畷市立公民館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
神本公民館長兼主任	<p>議案第30号 四條畷市立公民館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。</p>

<p>(神本公民館長兼主任)</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15号第1項の規定により、四條畷市立公民館の管理・運営に関する規則の一部を改正することについて議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由としましては、四條畷市公共施設予約システムにおいて、10月1日より仮予約が可能となる対象施設の拡大に伴い、規則の一部を改正する必要が生じたことによるものです。</p> <p>具体的内容としましては、規則の新旧対照表にございますように、使用の申請等の特例を新たに追加し、施設の使用の申請、許可及び使用料の減免について、公共施設予約システムを利用することができるとしております。公民館は10月1日からの仮予約開始に向けて準備を進めているとともに、従来どおり窓口で、紙ベースによる申請等の手続きも可能であることを申し添えさせていただきます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第30号 四條畷市立公民館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第30号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第31号 四條畷市市民総合センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>神本公民館長兼主任</p>	<p>議案第31号 四條畷市市民総合センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15号第1項の規定により、四條畷市市民総合センターの管理・運営に関する規則の一部を改正することについて議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由としましては、四條畷市公共施設予約システムにおいて、10月1日より仮予約が可能となる対象施設の拡大に伴い、規則の一部を改正する必要が生じたことによるものです。</p> <p>具体的内容としましては、規則の新旧対照表にございますように、使用の</p>

<p>(神本公民館長兼主任)</p>	<p>申請等の特例を新たに追加し、施設の使用の申請、許可及び使用料の免除について、公共施設予約システムを利用することができるとしております。市民総合センターは10月1日からの仮予約の開始に向けて準備を進めているとともに、従来どおり、他の施設と同じ様に窓口で紙ベースによる申請等の手続きも可能であることを申し添えさせていただきます。説明は以上です。よろしく申し上げます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたら申し上げます。</p>
<p>佃委員</p>	<p>総合センターには、大ホールという市民、市の大きな財産があると思います。</p> <p>このコロナ禍にあつて、なかなかいろんな発表会や、コンサートということができず、ようやく府の方もその辺の緩和ということも発表されておりますので、これからいろいろと活用されることも期待できると思いますが、現状として、市民と市民外の活用の使用状況の割合というのは、どうなっていますか。</p> <p>また、今後、そういう方々にとって、例えば、四條畷市民以外でも、そういう大きな会場が必要なときに、たくさんの府内外の方の目に触れることによって、より広く利用していただくことができると思いますが、その辺はどのようにお考えか教えてください。</p>
<p>神本公民館長兼主任</p>	<p>市民ホールの市民とそれ以外の利用ですが、概ね市の公共的なイベントと市民利用が多い状況でございます。市外につきましては、指定管理者の方から、使っていただけるようにお声掛けさせていただいて、少しずつ増えている状況です。</p> <p>今年度におきましては、コロナ禍でもあり利用が少ない状況で、市内、公共施設のイベントが多い状況になっています。</p> <p>イベントに関してですが、指定管理者が行う事業につきましては、他市からの来場者も多数あり、たくさんの方にご利用いただいている状況です。</p> <p>今後につきましては、利用率が上がるように指定管理者と協力していきながら事業の方を進めていきたいと思っております。以上です。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>総合センターに関しては、今まで展示ホールでおこなっていた会議が密になるということで、私が所属している団体もそうですが、大ホールを使ったりしています。</p> <p>そういう使い方の変化など、今後まだ続くと考えられますので、今後もよろしく願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

(植田教育長)	<p>その他、質疑等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第31号 四條畷市市民総合センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第31号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第19号 令和3年度大阪府新学力テスト（小学校すくすくテスト）の参加についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長	<p>報告第19号 令和3年度大阪府新学力テスト（小学校すくすくテスト）の参加について、別添要項のとおり令和3年5月27日（木）に実施される標記につき、市立各小学校の参加について報告するものでございます。詳細につきましては、大阪府教育庁が示した別添要項（案）をご覧ください。</p> <p>趣旨・目的といたしましては、子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とし、その目的を達成するため、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、本テストを実施するとともに、テスト及びアンケートの結果や分析等から、取組みの充実に努めものとされています。</p> <p>テストの実施内容については、全国学力学習状況調査に合わせて実施するものとし、5年生は、国語、算数、理科及び教科横断的な問題、6年生は、全国学力学習状況調査の問題に加え、教科横断的な問題、併せて両学年ともに児童アンケートを行います。</p> <p>テスト及びアンケート結果の活用につきましては、まず学校は児童及びその保護者に説明するとともに、授業改善及び集団づくりの取組みを進めてまいります。市教育委員会として、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めるものであります。</p>

植田教育長	<p>本件について、確認質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
佃委員	<p>これまでも学力テストというものがありませんでしたが、まずそこと大きく違った点について、学習指導要領の変更以外の点でお答えください。</p> <p>また、今年度は、コロナ禍にあってカリキュラムの履修状況についても学校や学年により、本当にいろいろあった大変なこの1年間だったと思います。来年度の実施について、前年度の学習状況を測るのが学力テストですので、なぜ来年度されるのかといったあたり、府からどのような説明があったか、お聞かせください。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長	<p>まず1点めです。これまでのテストと大きく違う点につきましては、カリキュラムのことも含めて説明させていただきますと、大阪府の示す今回の目的というのが、この新学習指導要領の導入ということに加えて、予測困難な社会を生き抜く力、そうした力をしっかりとつけてもらいたいということ、そして点数にこだわらず、やはり授業改善、大阪の子どもたちにこのような力をつけてもらいたい。</p> <p>とにかくその点数にこだわらないでということをお示しした大阪府教育庁の説明のなか、強くおっしゃっていました。</p> <p>併せてカリキュラムにつきましては、コロナ禍以前から計画されていたもので、コロナがあったからということではありません。</p> <p>ただ、先ほど委員お示しのように、カリキュラムも大きく変わっていることでもありますので、問題等の作成につきましては配慮するという事は聞いております。</p>
佃委員	<p>基本的に学力テストの最終的な目標、目的というのは、授業改善や先生方がこのような問題を見て、授業をまたは指導方法をどう改善するかということのためにもすべきだと思いますので、いろいろ現場の不安もあるとは思いますが、現場にとって活用できるテストとして実施していただけたらと思います。</p>
竹内委員	<p>今回、教科のことですが、そこに示されてるように基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するためにも、必要な思考力、判断力、表現力を問う問題という内容説明があります。</p> <p>実施時間を見てみますと、子どもたちの時間的負担を軽くするという意味合いがあるのか、そのあたりは定かではありませんが、国語、算数、理科はそれぞれ20分となっており、従来のテストであれば、45分だったかと思えます。</p> <p>20分という内容について、いままでのテストと変わった点が予想されますが、時間的なものと内容等の関連性について、何か指摘があるのであれば教</p>

<p>(竹内委員)</p> <p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>えていただけますか。</p> <p>特に時間のことについての説明は、府からはありませんでした。</p>
<p>山本教育長職務代 理者</p>	<p>全国学力学習状況調査の時もそうでしたが、結果の公表について、本市もいろいろ協議をし、非常に工夫をして、現行のような公表の仕方になったかと思えます。</p> <p>公表については、それぞれの判断において公表することは可能であるというふうに書かれており、私としては現行の学力学習状況調査以上の公表はすべきではないというふうに考えてます。</p> <p>塾関係を含めて、民間の教育機関にとっては、いろいろな方法でそういうデータの収集をしているということも聞きますので、公表については十分な配慮をしていただきたいと思います。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>その他、確認質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第20号 四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理候補者の選定結果についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>安田生涯学習推進 課長</p>	<p>報告第20号についてご説明いたします。</p> <p>今年度末を持ちまして、市立市民総合体育館、体育施設及び市立歴史民俗資料館、市立野外活動センターの指定管理の契約が満了となりますことから、令和3年4月1日から各施設を管理・運営する事業者について、令和2年8月27日に開催しました四條畷市教育委員会指定管理者選定評価委員会で委員5人全員ご出席のもと、審査選定をいたしました。</p> <p>市立市民総合体育館、体育施設に係る申請団体は3団体あり、審査選定の結果、候補者は四條畷市スポーツコモンズに決定いたしました。</p> <p>市立歴史民俗資料館に係る申請団体は2団体あり、審査選定の結果、候補者は株式会社地域文化財研究所に決定いたしました。</p> <p>市立野外活動センターに係る申請団体は1団体あり、審査選定の結果、候補者は特定非営利活動法人ナックに決定いたしました。</p> <p>なお、指定管理につきましては、いずれの施設につきましても、令和3年</p>

<p>(安田生涯学習推進課長)</p>	<p>4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める必要があるため、市議会12月定例議会に上程し、議会においてご可決いただきましたら、令和3年度からそれぞれの候補者を指定管理者として、各施設の管理運営を行っていただくこととなります。報告は以上でございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。 では、確認質問等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>候補者として決定された指定管理者の得点を見ますと、申請団体が1社しかないところもありますが、他と比べ高い点を取っておられますので、それについては特に異議はありませんが、他と比べて、高得点になった理由が何かあると思いますので、その要因を教えてください。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>市民総合体育館及び体育施設についてお答え申し上げます。 選定評価委員会の委員からの講評におきましては、四條畷市スポーツコモンズさんが非常に評価された点としましては、安心安全快適を最優先する施設の維持管理及び生涯スポーツに着目し、競技スポーツのみならず、子どもから高齢者まで、全世代が取り組める観点から、ニュースポーツや障がいのある方が参加できるスポーツへの取組みをご提案された点が評価されたということでございます。</p>
<p>村上教育部上席主幹兼主任（生涯学習推進担当）</p>	<p>続きまして、市立歴史民俗資料館でございます。 歴史民俗資料館は2社ございまして、指定管理者候補者として選定されました株式会社地域文化財研究所につきましては、市内団体との共同事業など、地域に根付いた活動や子どもたちへの郷土愛の情勢に施設の公用を最大限に発揮するための方策を企画し、来館者増加への姿勢、施設運営を行うにあたっての市民目線での展示や小規模施設ならではの来館者への丁寧な解説を実施するなど、平等利用の確保や、サービス向上に努める提案内容が高く評価されました。一方で、落選となりました株式会社かんでんジョイナスにつきましては、事業経営における他の博物館への実績や本市の特質を理解していることは評価できる、一方で、人材派遣を主な業務としている企業として、施設を運用していくうえで適切な人員の配置を考えるとのことでしたが、受付業務のみを行う大型博物館などの運営と本市の小規模施設の運営では、大きな違いがございまして、提案内容から来館者への詳しい解説など丁寧な接遇などの具体性が見られないことから、施設運営に少なからず課題があると評価され、合格点には至りませんでした。以上でございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>確認質問等ありましたらお願いいたします。</p>

<p>佃委員</p>	<p>今の質問にも関連しますけれども、もちろん管理料が安かったということだけで選ばれているのではないと思いますので、それぞれの評価の観点をすべて教えていただけますか。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>採点の評価としましては、項目として、平等利用が確保されるような、適切な管理を行うための方策。 2点めに、施設の公用を最大限発揮するための方策。 3点めに、適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項。 4点め、管理にかかる経費の縮減に関する方策。 5点め、その他管理に際して必要な事項。 以上、大きく5項目につきまして、評価の方が行われました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、確認質問等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>野外活動センターが、唯一1社だけになっていますが、これは特に何か理由があるのでしょうか。 他は2社3社あるのですが、なぜ野外活動センターだけ1社なのか、少し疑問に思いましたので、わかる範囲で教えていただければと思います。</p>
<p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>募集にあたりまして、公募させていただいた段階での問い合わせにつきましては複数ございました。しかし、現地での説明の段階ではこの1社だけになっておりました。 この法人につきましては、本市も含めて大阪府内5つの類似施設の指定管理者として入っておられ、そのあたりも理由ではないかと推察しています。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、確認質問等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>歴史民俗資料館のかんでんジョイナスですが、次点者になってない理由を教えてください。</p>
<p>村上教育部上席主幹兼主任（生涯学習推進担当）</p>	<p>先ほど申し上げたことと重複いたしますが、やはりかんでんジョイナスさんは、プレゼンテーションの際にも、人材派遣を主にしている会社ということでした。 他市でも、博物館等々を管理されておりますが、いわゆる受付業務が主になっており、市民への懇切丁寧な説明等々が至らないのではないかとということが、次点に至らなかったという評価になったと認識しております。</p>

山本教育長職務代理者	<p>先ほど、本市のような小規模の資料館の運営には不向きであるということを含めて言われましたが、内容的に次点になれないという判断なのでしょうか。それとも、次点になるための条件が何かあるということなのでしょうか。そこらあたりが判断できませんので、何な基準があるのでしたら教えていただけますか。</p>
村上教育部上席主幹兼主任（生涯学習推進担当）	<p>先ほど安田課長の方から申しあげました採点方針の中で、平等利用が確保される適切な管理を行うための方策という点で、市民への平等なサービス、いわゆる丁寧な対応というところが若干危惧される点だという評価と認識しております。</p> <p>加え、各委員さん500点満点で5名ですので、合計2500点満点となりますが、平均300点に満たない場合は次点としないということになっており、かんでんジョイナスさんにおかれては、平均が300点に満たなかったもので、次点とはなっておりません。</p>
植田教育長	<p>その他、確認質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>（「なし」の声）</p>
植田教育長	<p>それでは、その他の案件に移ります。</p>
上井教育部長	<p>私から現教育振興ビジョンの部分的な修正等について、説明させていただきます。</p> <p>本年4月22日開催の教育委員会定例会において、（仮称）教育振興基本計画の策定期間に関し、先ずはGIGAスクールの早期実現に注力すること、次期計画には、1人1台端末を踏まえた学校教育や授業のあり方をしっかり反映する必要があるとの理由から、現教育振興ビジョンの計画期間を令和3年度末まで延長のうえ、本年度予定していた（仮称）教育振興基本計画の策定を3年度に見直したく提案し、ご可決いただいたところでございます。</p> <p>その後、本市としても、国が示すGIGAスクール構想の加速による学びの保障を受け、端末整備の前倒しの方向性を定め、今年度中に事業を実施することを決定いたしました。学校現場では1人1台端末を活用した授業が始まるなど、この先数年の子どもたちや教職員を取り巻く教育環境は大きく変化することとなります。そのような状況に鑑み、（仮称）教育振興計画は先のとおり3年度に策定を行いますが、1年延長となりました現教育振興ビジョンにおいても、次年度に対応すべく、必要な個所についての部分的な修正を図ってまいります。</p> <p>併せて、現教育振興ビジョンと連動する諸計画のなか、先の定例会で改定期間の1年延長を報告いたしました計画についても、ここで、改めて整理さ</p>

<p>(上井教育部長)</p>	<p>せていただきます。</p> <p>四條畷市児童・生徒学力向上3ヶ年計画、四條畷市スポーツ推進計画、四條畷市文化芸術振興計画については、3年度中に検証のうえ、改訂等行い、令和4年4月施行に向け、進めてまいります。</p> <p>なお、各々の計画において、今年度は必要に応じ部分的に修正を行うことといたします。</p> <p>また、四條畷市識字基本計画は、人権的な要素等別軸での議論を伴うことから、予定通り今年度末の改訂に向けて進めてといるところでございます。以上でございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件につきまして、確認質問等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>来年4月から教育大綱が施行され、それに伴って、当然教育ビジョンも変わっていくかと思っておりますので、来年は、現在の教育振興ビジョンをそのまま継承していることについて、何ら異議はありません。</p> <p>ただ、この間のコロナ禍のなかで、子どもたちの学びの方法というのは、ずいぶんと変わりましたし、これが今度だけの問題ではなく、来年度以降も、GIGAスクール構想も含めて、実際の学びの方法というのは、新しい方向に変わってると思っています。</p> <p>そういう意味でいいますと、学力向上3ヶ年計画については部分修正でいいのか、あるいは全面修正しなくてはいけないのかは、今後の課題だと思っておりますが、根本的な部分が随分変わりますので、それについては、きっちり状況にあった計画を作っていくべきだと考えてます。</p>
<p>佃委員</p>	<p>先日の総合教育会議でも市長から教育振興計画やその他の教育関係のことに関しては、大変期待を込められておられ、ここで私が意見を言うということは責任を負うということにもなると思っております。</p> <p>本当に現場のことを考えますと、先ほどの府の学力テストもそうですが、今やらなければならないことに加えて、これからの未来を生きる子どもたちに何が必要かということについては、GIGAスクールはもちろんそうですけれども、急なことも含めて、いろいろなことが大きく動いていくことになると思っています。</p> <p>来年の1年間というのは、そういうことを検討する事務局が一番大変だと思いますが、これからの子どもたちにとって、または現場の先生方やいろいろな関係者にとっても、いいものを作るために、ただ先送りしたのではなくて、新しくいいものを作るという思いで、このような結論になったということ、ここで確認していただけたらと思っております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p>

(植田教育長)	<p>その他、ご意見、確認、質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。</p> <p>ここで、10月11日をもって退任されます吉田知子委員にご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>失礼します。お時間とっていただきありがとうございます。</p> <p>任期満了までもう少しありますが、4年間無事に終わらせていただくということで、本当に皆さんにはお世話になりました。</p> <p>何もわからないまま始めたこの場での参加でしたけれども、いろいろと教えていただき、そして時には変な意見も言ったりしましたが、申し訳ございませんでした。</p> <p>一つ終わったらまた一つ違うことが始まりという繰り返しの議論を重ねてこの会だと思っておりますけれども、どうぞ皆さん、お体に気をつけて、今後の四條畷の教育のために、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
植田教育長	<p>吉田委員、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもちまして定例会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年11月5日

四 條 畷 市 教 育 長

植 田 篤 司

四 條 畷 市 教 育 委 員 会 教 育 委 員

吉 田 知 子